

三重県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

(目的)

第1条 本要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、三重県が研修実施機関の指定を行うために必要な事項を定め、保育士等キャリアアップ研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

(研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は、就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 次の要件を満たす研修を実施すること。

ア 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

なお、研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。

- (ア) 専門分野別研修 (①乳児保育、②幼児教育、③障がい児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

保育所等(子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

- (イ) マネジメント研修

(ア)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

- (ウ) 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

イ 研修内容

研修内容は、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上であること。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると知事が認める者であること。

オ 実施方法

研修会場は三重県内とし、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

(3) 以下に定めるとおり研修修了の確認及び評価を行うこと。

ア 15時間以上の研修（ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたもの）を全て受講していることを確認すること。

イ 研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認すること。

ただし、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは必要としない。

ウ 受講者のうち、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができる。

(4) 以下に定めるとおり研修修了の情報管理を行うこと。

ア 修了証の交付

研修実施機関は、研修修了者に対し、保育士等キャリアアップ研修修了証（以下「修了証」という。）を交付すること。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(ア) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（24）-修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））-研修指定番号（3桁）（※）-通し番号（5桁）」の12桁とすること。

※ 研修指定番号は、研修実施機関の番号（2桁）（指定時に三重県で決定し、通知する）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、「研修種別番号」はガイドライン別添2「修了証番号について」のとおりとすること。

(イ) 修了証の効力

修了証については、三重県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

イ 研修修了者の情報管理

研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管理を行うこと。

(ア) 研修修了者名簿の作成

受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握し、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成すること。

三重県が他の都道府県及び市町村に①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、受講希望者本人から同意を得ること。

(イ) 研修終了者名簿の提出

研修実施機関は、研修を実施した翌年度の4月10日までに、保育士等キャリアアップ研修実績報告書に、研修修了者名簿を添付して、知事に提出すること。

(ウ) 個人情報の保護

研修実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

研修実施機関は、研修の実施において知り得た情報をみだりに他人に知らせないこと。

ウ 修了証の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うこと。

(5) 適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

(指定の申請)

第3条 研修実施機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修実施予定日の2か月前までに、必要事項を記載した保育士等キャリアアップ研修指定申請書（以下「申請書」という。）に下記の必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

ア 事業計画

イ 研修カリキュラム

ウ 講師履歴調書及び就任承諾書

エ その他知事が必要と認める書類

(指定の通知)

第4条 知事は、申請内容がこの要綱に定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認められる場合は、保育士等キャリアアップ研修指定通知書により指定を行う。

- 2 知事は、申請の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

(指定の効力)

第5条 前条による指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。

- 2 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書に次に掲げる資料を添付して、知事に提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。

ア 事業計画

イ 研修カリキュラム

ウ 講師履歴調書及び就任承諾書

- 3 前項の保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(指定内容の変更届出)

第6条 研修実施機関は、第3条の申請にかかる内容を変更するときは、速やかに保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届出書を提出しなければならない。

(調査及び指導)

第7条 知事は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、研修実施機関の長に対し、研修方法その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(指定の取消し)

第8条 知事は、研修実施機関につき、この要綱に定める内容に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第7条に規定する指導に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱、ガイドラインに定めるもののほか、保育士等キャリアアップ研修の指
定等について必要な事項があるときは、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度から適用する。